

兵庫地方最低賃金審議会  
第2回兵庫県最低賃金専門部会

議事録

令和6年7月31日(水) 14時00分～15時08分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	梅野会長、千田委員、山口委員
労働者代表委員	岩崎委員、小西委員、堀井委員
使用者代表委員	松岡委員、吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長 飯田賃金指導官、山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 兵庫県最低賃金の改正審議について (2) その他	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官 定刻になりましたので始めさせていただきます。委員の皆様には、お暑い中、御出席ありがとうございます。本日は、倉本委員が御欠席ですが、審議会令第6条第6項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告させていただきます。 それでは、これからの議事進行を山口部会長、よろしく願いいたします。</p> <p>○山口部会長 ただ今から、第2回兵庫県最低賃金専門部会を開会します。 傍聴の皆様には、受付でお渡ししました遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力の程よろしく願いいたします。 それでは、議題(1)兵庫県最低賃金の改正審議についての審議に入ります。はじめに事務局は、配布資料について説明をお願いします。</p> <p>○安積賃金室長 事務局の安積です。 私からは配布させていただいております資料について御説明させていただきます。 (以下、資料について説明)</p> <p>○山口部会長</p>	

ただ今の資料説明について、質問、確認事項がございましたらお願いします。

○各委員  
(なし)

○山口部会長

それでは、質問もないようですので、これから具体的に金額審議に移りたいと思いますが、前回7月31日の専門部会では、労使から基本的な考え方をお伺いいたしました。

労使の考え方の概要をまとめますと、労働者側からは、兵庫県も昨年1,000円に到達したが、労働者が健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な水準としている連合リビングウェイジには到達していないことからここを目指していくということ。

最低賃金は、社会のセーフティネットであるにもかかわらず、現在の1,001円の水準では年間2000時間働いても、年収200万円程度にとどまるということ。

最低賃金法の趣旨に沿って、国民の健全な発展に寄与することを目的に審議を尽くしたいと考えている。

という内容でした。

一方、使用者側は、昨年、中央の諮問では「新しい資本主義のグランドデザイン」等に配慮することが盛り込まれ、審議の結果、Bランク40円の引上げ目安が示され、兵庫では最終的に使用者側は目安通りのプラス40円、労働者側はプラス42円で議論が膠着し、目安を上回る公益委員の案が示され、使用者側委員全員反対で採決となったこと。

今年も同様に、政府の方針から逆算したかのような50円と過去にない引上げ額が目安となり、この状況で最低賃金を実質決定しているのは誰かという事で、労使自治が健全に機能しているとは言えない状況にあるということ。

最低賃金の部分に限っては、労使自治と弱者保護を二の次にしたものであっては賛意を示すことはできないこと。

使用者側はデータに基づいた正しい提案を重ねていきたいと考えている。といった考え方が示されました。

これから、労使双方から金額提示をいただきながら審議を進めたいと思います。

例年ですと、労使それぞれから金額提示をしていただき、その後、公益が労側、使側それぞれから個別に意見をお聞きしながら、金額審議を進めていくという、審議形式でしたが本年も、労使から金額を提示できるかどうかも含めて御意見をお聞きし、そこからスタートしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員  
はい。

○山口部会長

それでは、金額提示にあたり、労使それぞれで、打合せをされますか。

○各委員

必要ありません。

○山口部会長

それでは、これから労使双方から御意見をお伺いします。はじめに労側委員から金額提示とその理由についてお願いします。

○小西委員

説明させていただきます。

今年度の最低賃金審議を取り巻く環境について、日本経済では、個人消費が持ち直しに足踏みがみられるものの、設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかに回復しており、兵庫県下においても同様の景況感にあります。

日本政府は、2024年6月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」において、春季労使交渉における力強い賃上げの流れとともに、最低賃金を2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標を示すとともに、地域間格差の是正を図ることとしています。

また、兵庫県においては、今年1月30日に兵庫県経営者協会、兵庫県中小企業団体中央会をはじめとする使用者側の代表者、兵庫県、兵庫労働局、連合兵庫出席のもと、兵庫県政労使会議を開催しました。

その中では、兵庫経済の好循環を実現するため、昨年を上回る賃上げ等について「オール兵庫」で取り組むとの共同メッセージが確認されております。政労使会議の目的を達成するには、最低賃金の改正においても共同メッセージのもとでの取り組みが必要と考えます。

そうした中で、2024年春闘では、物価の上昇や人材不足等に多くの労使で問題意識が共有され、賃上げ率で全国平均5.10%、有期・短時間・契約等労働者では5.74%、兵庫県においても4.71%の賃上げ率となるなど、昨年度を大幅に上回る結果となっています。この歴史的な賃上げの流れを、最低賃金にも確実に波及させることが、生活水準の維持・向上と消費の拡大をはじめとする経済の好循環の流れを作ることにつながるものと考えます。

一方、生活面では、消費者物価は、消費者物価指数、持ち家の帰属家賃を除く総合、において、平均3.2%で推移しており、2021年度後半からの上昇が継続しています。また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目については平均5.4%と高い水準が示されています。とりわけ、物価を反映した実質賃金では、26か月連続のマイナスであり、兵庫県においてもほとんどの月でマイナスにある等、依然として物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状態にあります。実質賃金が継続してプラスに転じる状況になら

なければ、最低賃金近傍の労働者の生活は苦しくなるばかりであり、生活水準の維持・向上の観点から消費者物価を考慮した、さらなる最低賃金の引上げが必要と考えます。

このような状況を受け、労働者側としては、現行の最低賃金 1,001 円は、政労使で構成された「雇用戦略対話」で合意した「全国最低賃金額の平均 1,000 円には達しているものの、年間 2000 時間働いても、ワーキングプアと呼ばれる年収 200 万円によく到達する水準にあることや、中央最低賃金審議会での 2024 年度最低賃金額改定の引上げの目安額 50 円等もふまえ、2024 年度の具体的な改正額として、プラス 63 円、1,001 円から 1,064 円を求めます。

改正額プラス 63 円の考え方について説明します。

連合では、労働者が健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な賃金水準である「連合リビングウェイジ」を独自に算出しています。兵庫県における最低限必要な賃金水準を 1,120 円としており、最低賃金のその到達に向けた引上げが必要と考えております。

また、2023 年度の兵庫県の最低賃金額は、目安プラス 1 円、1,001 円となったものの、全国加重平均 1,004 円と格差が拡大したことや、今年度も全国加重平均値が上昇する可能性もあり、人口減少に伴う労働人口の減少と労働力の流出が懸念される中、近隣地域や首都圏との地域間格差是正が必要であります。

以上の観点を考慮し、最低賃金近傍の労働者の生活水準の維持・向上と兵庫県の将来にわたる発展の礎を築くためにも、今回の改正額を求めるものであります。

最後に、今回の改正額に対し、様々な御意見をお持ちであることは推察されますが、我々に与えられた責務を今一度再認識し、限られた時間の中で公労使三者合意での結審に向けて「オール兵庫」で議論を前進して参りたいと考えており、よろしく申し上げます。

以上です。

○山口部会長

ありがとうございます。続いて使用者側委員から金額提示とその理由についてお願いします。

○松岡委員

はい、使用者側より説明いたします。

今年の最低賃金は、2030 年代半ばまでに 1,500 円となることを目指す目標について、より早く達成と具体的な金額が記載された政府の計画・方針に配意を求められ、公益委員見解で各ランク 50 円、平均 5%の引上げ額が目安となりました。

この 50 円、5%にも数的な根拠を示されておられるのですが、最も重視されたのが労働者の生計費で、持家の帰属家賃を除く総合の消費者物価指数が昨年 10 月から今年 6 月までの平均が 3.2%ですが、生活必需品を含む頻繁に購入する支出項目、この項目はパン、豚肉、鶏肉、牛乳、タマゴ、野菜、お菓子、ソフトドリンクなどと、診療代およ

びガソリンで構成されています。これらにかかる消費者物価が平均 5.4%なので、この 5.4%を主とした根拠とされているのですが、衣食住のほぼ食だけを切り取ったものですので、公益委員の先生方が相当もがき苦しまれて公益見解を出されたのではないでしようか。

朝日新聞の報道では、この目安を受けた島根県の知事が、25日の定例会見で賃金上昇率が 2.3%だったとする厚労省の調査を挙げ、5%の引き上げは「中小企業の体力を超えた賃上げ。収益の悪化、赤字を招きかねない。」と述べられ、「この数字を達成できるような状況を政府が作れなかった」、「やったら苦しむと分かっている引き上げる。これは政治の責任。やるべき環境を作れていないのに強行しているのが最大の問題だ。」などと話されたとの事です。

非常に的を射た知事の御発言であると思います。

このような状況にあって、今年も最低賃金の金額を提案させていただくわけですが、使用者側といたしましては、パン、豚肉の価格ではなく、第 4 表① に示す賃金上昇率が労働需要と供給のバランスが取れた完全雇用を示すデータであると考えております。

賃金改定状況調査第 4 表①の今年の B ランクにおける賃金上昇率は 2.4%です。これが中小零細企業をはじめ多くの企業に求めることのできる、法律の強制力を持って行政対応すべき基準であります。

賃金改定状況調査第 4 表①は、我々審議会としてはいかに経済状況が変われども将来にわたり大切にすべき数値ではありますが、そこで得られる金額は今年を目安額に遠く及びません。

したがいまして、昨年同様で大変申し訳ございませんが、政府計画方針への配意を検討いたしますので、具体的な金額提示は明日の第 3 回専門部会で提示させていただきます。よろしく御理解をお願いいたします。

以上です。

○山口部会長

ただいま、労働者側、使用者側双方より意見をお伺いしましたが、使用者側から明日の第 3 回に金額提示を行いたいということで、一方、労側からはプラス 63 円の金額提示があったことを踏まえて、明日の会議をどのように進めていくか、公労、公使の二者間で協議をして調整を図りましてもう一度協議の場に戻る形を取りたいと思います。

まずは、先に公益と使用者側とでお話し、その後、公労ですという順でよろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○山口部会長

それでは別室でお話を聞かせていただきます。

(公労会議・公使会議等)

○山口部会長

それでは再開します。

労使それぞれから方針について説明をいただいたのですが、他に質問等はございますでしょうか。

○岩崎委員

一点、確認をさせていただきたいのですが、本日の使用者側の主張の中には含まれていなかったのですが、一昨日の使用者側のお話の中に「労使自治が機能していない」と言う表現があったと思いますが、この意図を、と言いますか、表現の根拠を少し松岡委員から説明いただければと思います。

○松岡委員

昨年を目安が出ました。その目安は何の目安かという、一昨日も説明させていただきましたように、骨太の方針にしたがったと思われる金額が出ておりました。もちろんそれについての根拠、数的根拠も出されておりましたけれども、結局、政府方針に沿った目安が出ました。今回も政府方針に非常に沿った内容の目安が出ております。それに沿った形で、各県の審議会もそれにしたがって決議されるということであれば、もともとの数字は何なのか。労使が出した数字ではないだろうという意味で、労使自治が機能していないと言わせていただきました。

以上です

○山口部会長

よろしいでしょうか。

○岩崎委員

再度よろしいでしょうか。

○山口部会長

はい。

○岩崎委員

この審議会の発言は議事録に残るものですから、非常に一つ一つの言葉は重要だなと思いますし、使用者側の皆さんがそういうことを発信されることによって、我々の主張も変わるようなことも考えられます。中央もそうですし、この地方もそうですが、あくまでも労使だけではなく、公益の皆さん方も入った中で、政府方針なり経団連なりいろ

いろな経営者団体の方、連合なり労働者を代表する方の議論の中で決まっているものですので、松岡委員がおっしゃっている中央審議会の制度的なもの、今回の目安も公益見解で、労使では合意に至っていませんが、これを目安として地方に降ろすということについては、労使の確認をとっているということですから、労使自治が機能していないというようなところまで言うのは、ちょっといかがなものかと私は思います。

○松岡委員

岩崎委員は労使自治が機能しているとお考えですか。

○岩崎委員

労使自治というものを、この問題に直接に連動させるものではない、非常に危険だということを私は言いたいのです。この問題は中央で最低賃金を議論するにあたっての制度の問題です。それに私は労使自治が機能していないとは思っていません。中央では連合なり労働者代表がきちんと主張し、使側も主張し、その意見をくみ取って、政府の経済情勢を踏まえた中で公益委員が出された見解に対して、お互いが慎重に審議をして、労使で合意には至っていないけれども、公益見解を小委員会報告として示すことは労使とも了承しているのですから、少し過激な発言は控えていただいたほうが良いのではないかと思います。

○松岡委員

言うなど。

○岩崎委員

言うなどは言っていないです。言葉遣いに気をつけていただいたほうが良いと思います。

○松岡委員

ありがとうございます。

○山口部会長

自由闊達に出来る限り議論を進めて参りたいと思いますけれども、それぞれ考え方や立場が違うところで、こういうやり取りをしながら、お互いの理解を深めていくのが良いと思いますので、多少ぎくしゃくしたところがあっても、じっくり時間をかけて議論して、お互いが思っていることを、お互いが飲み込めるよう努めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

今回、特に公使、公労の協議で議論させていただき、主張の確認をさせていただきましたが、使用者側が金額提示は明日にしたいということがございますので、本日これ以上の議論をしても金額提示がない以上、議論の進行は難しいと思いますので、本日の金

額審議はここまでとし、次回に持ち越したいと思います。

それでは、本日、公益が労働者側及び使用者側と審議した内容等につきまして、概要を説明させていただきます。

はじめに、労側からお聞きした内容を申し上げます。

端的に申し上げますと、63円増の金額提示をいただきました。金額にすると1,064円になります。

この63円の金額上昇は、消費者物価の高騰等を含めて算出された連合リビングウェッジ、これは、労働者が生活水準を維持していくために必要な金額として、連合がはじき出した1,120円に向けて進んだほうがいいのではないかという考え方に基づいて、それを段階的に進めていくという、出来る限りそれに近づいていくと言い直したほうがいいかと思いますが、そのためにまず60円の増加と、全国加重平均1,004円との差3円を埋めていくということで3円の追加で、本年度については63円の増加で、1,064円の御提案をいただきました。

続きまして、使用者側の主張をまとめますと、大きな主張は、金額提示は本日は難しいので、明日以降の協議にさせていただきたいというお話でした。

使用者側として大事な点としては、中小企業の体力を考えて、きちんとした根拠として出せる数字としては、第4表①で提示された賃金上昇率の2.4%が本来あるべき姿で、ここを目安として考えている。ただ、中賃の目安の数字及び政府の様々な見解等があるので、目安の50円という数字は固持しないといけない金額である。2.4%と目安の50円という金額の開きについて、自分達で考えをまとめる時間が欲しいということで、明日金額提示するという提案をいただきました。

概要としては以上ですが、各委員から補足等はございますか。

○各委員

(なし)

○山口部会長

それでは、(2) その他ですが、今後の専門部会開催日程案等について、事務局から説明をお願いします。

○安積賃金室長

今後の日程を再確認させていただきます。

第3回専門部会は、明日8月1日、木曜日、午後2時からで、場所は本日と同じこちらの会議室になります。

また、必要となれば、第4回専門部会は、来週8月5日月曜日、午前9時半からで、場所は同じくこちらの会議室となっています。

以上でございます。



○山口部会長

では、次回は明日 8 月 1 日木曜日、午後 2 時からで、次々回は来週 8 月 5 日月曜日、午前 9 時 30 分からとなりますので、あらためて日程の確保などよろしくお願ひします。

さらに、来週 8 月 5 日、月曜日は午後 2 時から本審が予定されており、それを踏まえ、8 月 5 日の専門部会は本審の時間までに結論をまとめたいと考えますので、御理解いただければと思います。今後の審議日程について、御意見等ございますか。

○各委員

(なし)

○山口部会長

よろしいでしょうか。

それでは、次回は明日 8 月 1 日木曜日、午後 2 時から、こちらの会議室となりますので、よろしくお願ひします。なお、次回の審議に向けましては、本日の段階では、労使の金額に乖離がございますので、労使双方、歩み寄りに向けまして、さらなるご検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に事務局から何かありますか。

○安積賃金室長

特にありません。

○山口部会長

委員の皆様、ご審議お疲れ様でした。

どうもありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

山口 隆英

堀井 説也

松岡 直哉